

(2) 立入検査

イ 商品量目立入検査(別表3, 4-1~4)

消費者保護の推進を図るため、計量法第148条の規定に基づき、商品量目の適正計量について、スーパーマーケットに対し、重点的に立入検査を実施しました。

なお、不適正事業者については、責任者に対して直接改善指導を行いました。

(イ) 実施時期

前	期	令和4年7月~8月	実働	4日	・延べ12人	2市3町		
後	期	令和4年12月~令和5年1月	実働	5日	・延べ27人	2市3町		
再	立	入	実施せず					
臨	時	立	入	令和4年12月、令和5年2月	実働	2日	・延べ6人	2市

(ロ) 実施区域

中	元	期	白石市、大崎市、川崎町、丸森町、山元町			
年	末	・	年	始	期	気仙沼市、登米市、加美町、女川町、南三陸町
再	立	入	実施せず			
臨	時	立	入	塩竈市、気仙沼市		

(ハ) 実施対象品目

全国計量行政会議の「全国一斉商品量目立入検査の実施について」の通知に基づき、内容量表記商品について実施。

ロ 特定計量器の使用状態等立入検査(別表5)

前記商品量目立入検査に併せ、事業場及び店舗が所有する質量計の使用状態を検査し、正しい計量方法、設置場所及び風袋表示等について指導を行いました。

ハ 指定製造事業者立入検査(別表6)

指定製造事業者に対し、「指定製造事業者制度関係事務処理要領」に基づき品質管理の方法についての立入検査を実施し指導を行いました。

ニ 製造・修理届出事業者立入検査(別表6)

製造等届出事業者に対し、特定計量器の検査のための器具、機械又は装置の管理状況及び検査規則の履行状況等、計量法の遵守状況について立入検査を実施し指導を行いました。

ホ 計量証明事業者立入検査(別表6)

一般計量証明事業者及び環境計量証明事業者に対し、計量管理の状況、計量証明に使用する特定計量器その他の器具機械又は装置の状況、事業規程の遵守状況(計量証明書の発行方法及び記載事項、記録の保存等)について立入検査を実施し指導を行いました。